

RAINBOW

病院理念

患者中心の良質な医療と地域医療への貢献



中国労災病院

日本医療機能評価機構認定病院

地域医療支援病院

広島県指定がん診療連携病院

◎ホームページにも、いろいろな情報を掲載しています。

中国労災

検索

「地域包括ケアシステム」について考える

わが国はこれまで経験したことのない超高齢化社会となっています。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。つまり高齢化に伴う介護・医療を取り巻く問題を「国として」という総論的な「誰かがやってくれるだろう」という話よりも、住み慣れた「地域の問題として」国民全体で上手に乗り越えていこうという考えです。なんだかうまいこと言って、国がその責任を放棄したようにも見えますよね。

しかし、今回の「平成30年7月豪雨災害」という大きな困難を経験して思うことがあります。道路や鉄道や河川などの復旧は、やはり国や県といった大きな組織で対応してもらわなければなりません。われわれの日常生活を取り戻すには、やはり地域力「お隣さんの協力」なしには無理だということ。そしてボランティアという善意の支えがどれだけありがたいものかということを再認識しました。お祭や各種行事を通して培われてきた「地域の繋がり」が希薄となってしまった現在でも、困難を目前にした時の日本人はまだまだ捨てたものではありませんね。どうやら「地域包括ケアシステムの構築」とは「地域力の再生」ということではないでしょうか。



平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

○ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔広島県〕 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市
安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市

広島県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 左記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。

○なお、被災者の方は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

詳細は各保険者にお問い合わせください。